

## 北陸圏広域地方計画有識者懇談会 規約（案）

（名称）

第1条 本会議は、北陸圏広域地方計画有識者懇談会（以下「懇談会」という。）と称する。

（設置）

第2条 懇談会は、国土形成計画法（昭和25年法律第205号）以下「法」という。）第9条第1項に基づき定められた北陸圏広域地方計画を改定するために、法第10条第5項に基づき、学識経験を有する者の意見を聴くために設置する。

（組織）

第3条 懇談会は、別紙に掲げる学識者及び有識者（以下「委員」という。）をもって構成する。

2 次条に規定する座長は、必要に応じて、委員以外の者を懇談会の会議に出席させ、意見等を求めることができる。

3 委員は非常勤とし、その任期は、平成28年3月31日までとする。

（座長）

第4条 懇談会に座長及び副座長を置く。

2 座長は、委員の互選により選任する。

3 座長は、懇談会の議長を務め、議事を整理する。

4 座長は、副座長を指名する。

5 座長が懇談会に出席できないときは、副座長がその職務を代理する。

（議事の公開）

第5条 懇談会の委員及び開催予定は、公表する。

2 懇談会は、公開とする。ただし、公開することが適切でないと懇談会が判断する場合は、非公開とする。

3 懇談会に提出された資料、議事録等は公開する。ただし、公開することが適切でないと懇談会が判断する場合は公開しない。

4 懇談会に提出された資料、議事録等の公開は、会議終了後速やかに行う。

（庶務）

第6条 懇談会の庶務は、北陸圏広域地方計画推進室において処理する。

（雑則）

第7条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この規約は、平成27年2月17日から施行する。

## 北陸圏広域地方計画有識者懇談会 委員名簿

石森 則子	(株) ウララコミュニケーションズ	取締役総務局長
伊藤 数子	(株) パステルラボ	代表取締役社長
小田 禎彦	(株) 加賀屋	相談役
川田 文人	(一財) 北陸経済研究所	理事長
京田 憲明	富山市	都市整備部長
新 弘之	(株) のろし	代表取締役
惣万佳代子	NPO 法人このゆびと〜まれ	理事長
高 博子	NOTO 高農園	
高山 純一	金沢大学理工研究域環境デザイン系	教授
田村 圭子	新潟大学危機管理室災害・復興科学研究所	教授
長尾 治明	富山国際大学現代社会学部現代社会学科	教授
南保 勝	福井県立大学地域経済研究所	教授
西村 昭宏	(株) 西村プレジジョン	社長
西村 可明	(公財) 環日本海経済研究所	代表理事兼所長
堀田 裕弘	富山大学	工学部長
宮口 侗迪	早稲田大学教育・総合科学学術院	教授
山崎 光悦	金沢大学	学長
山下 修二	(株) 小松製作所	常務執行役員 栗津工場長
柳井 雅也	東北学院大学教養学部地域構想学科	教授

(五十音順、敬称略)